

令和 5 年 9 月 22 日

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

近畿厚生局兵庫事務所と兵庫県が柔道整復師に対して監査を実施した結果、不正な請求を行っていたことが判明したため、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）の受領委任の取扱いの中止相当を決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師
氏 名 蓮井 彰寧（はすい てるやす） 64 歳
施 術 所 名 テル整骨院
所 在 地 川西市見野 2 - 2 - 14 - 1 F
開 設 者 蓮井 彰寧
※ 当該柔道整復師は、令和 5 年 3 月 30 日付けで受領委任の取扱いを辞退していることから中止相当としている。
- 2 受領委任の取扱いの中止相当年月日
令和 5 年 9 月 22 日
（当該柔道整復師は、原則として以後 5 年間は療養費の受領委任の取扱いができない。）
- 3 受領委任の取扱いを中止とする根拠となる規定
柔道整復師の施術に係る療養費について（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号厚生労働省保険局長通知 最終改正：令和 4 年 5 月 27 日付け保発 0527 第 2 号厚生労働省保険局長通知）
- 4 監査を行うに至った経緯
滋賀県内の国民健康保険の保険者から、滋賀県において施術所を開設し、国民健康保険の被保険者でもある柔道整復師が、遠方にあたる兵庫県にあるテル整骨院の施術を受けたとして複数月にわたり多日数の療養費の請求がされていたため、当該保険者が通院状況について確認した際に、当該柔道整復師より「通院していない」との回答を得たとの情報提供があった。
当該情報提供を受けて、近畿厚生局兵庫事務所がテル整骨院の蓮井施術管理者に事実確認を行ったところ、架空請求を認めたことから、監査を実施した。

5 受領委任の取扱いの中止相当に至った主な事由

(1) 不正事項

施術を行っていないにもかかわらず、施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していた。

(2) 監査時に判明した不正請求額

平成31年1月から令和4年5月までの施術分
2名分 金額 529,478円

(参考)

「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱い」とは

- ・ 施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみを柔道整復師に支払い、残りの費用は患者から療養費の受領の委任を受けた柔道整復師が保険者に請求できる取扱いのことです。
- ・ 受領委任の取扱いの中止措置を受けた柔道整復師は、原則として中止後5年間は受領委任の取扱いができません。

「受領委任の取扱いの中止相当」とは

- ・ 本来中止措置とすべきであるが、既に受領委任の取扱いを辞退しており中止ができないため、中止となった場合と同等の措置（原則として5年間は受領委任の取扱いを認めない）を行うものです。